

3. 手当・年金等について

3-⑤ 重度心身障害者福祉手当

令和8年4月分より、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的措置による福祉手当を受けている方は支給対象外となります。また、これらの手当を受けていない方・超重症心身障害児の方への支給月額が5,000円に変更となります。